明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（内閣府・総務・文部科学三）　一
○エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・文部科学・経済産業・環境二）　四

〔省　令〕
○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（財務四〇）　五
○労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（厚生労働八〇）　三
○独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・経済産業・国土交通二）　三
○自動車登録番号標交付代行者規則等の一部を改正する省令（国土交通五八）　四

〔告　示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一二三）　四
○航路標識に関する件（海上保安庁二九）　四

〔叙位・叙勲〕　四
〔褒　賞〕　六
〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（令和五年度令和六年二月分）（財務省）　七

〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等、適格機関投資家、基本測量関係事項、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　七
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
東日本高速道路株式会社工事開始、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更・工事開始、西日本高速道路株式会社工事開始、企業年金基金解散・清算人就任、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、弁理士登録関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人関係　一三
会社その他
会社決算公告　一三〇

府令・省令

○内閣府・総務省・文部科学省令第三号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年四月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣臨時代理
国務大臣　小泉　龍司
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　武見　敬三